

窓口での審査の流れ

1. 受付

- ① 窓口で申請書類（申請書類提出時チェック票、申請及びメータ設置状況表含む）を提出ください。その際、必要な事項が記載されているか、添付書類が整っているかを確認いたします。
※申請書類提出時チェック票は審査時に極力訂正等が発生しないように、申請者自ら事前にチェックしていただく書類です。提出前に必ず、チェックをしておいてください。
- ② 工事場所を管轄するセンターで受け付けいたします。
- ③ 受付時間は、平日の9時～11時30分及び13時～16時30分です。
- ④ 受付時には受付番号をお伝えします。以後のお問い合わせ等は受付番号をお知らせいただくことで、ご対応いたします。
- ⑤ 申請書は必ずご持参ください。

2. 審査

- ① 審査により疑義・訂正事項等が生じた場合、審査担当より電話又は面談で確認・協議をいたします。
- ② 必要に応じて、審査担当より書類（申請書等）の訂正及び追記、追加提出などを指示しますが、その際は速やかにご対応をお願いいたします。修正図面のやりとりは郵送でも可能としております（A4用紙を折らずに封入できる封筒（角形2号）でのご投函をお願いいたします）。なお、訂正等の完了が確認されなければ審査期間に影響いたしますのでご注意ください。
- ③ 修正が申請書に朱色書きで説明出来る程度の軽微な場合は、審査期間で審査・納付書の作成を行います。ただし、申請書は納付書受取り時等に修正したものに差し替えていただく必要があり、仮に手数料等を納金していたとしても、申請書の差し替えがなければ、工事承認いたしません。
※ 修正事項については、電子メールやFAX等で確認させていただきます。

3. 手数料等の領収確認及び工事承認

- ① 窓口で受付した審査について、完了の連絡は行ないません。審査期間経過後にご来庁のうえ、手数料等の納付書を受領し、納金してください。
（審査期間については、「よくある問合せ集(Q&A)」をご確認ください。）
- ② 工事承認は、審査完了及び納金を確認できた時点で行います。（納金は領収書のコピーを確認）

4. 事前協議書等の対応

事前協議書は、適宜協議いたします。協議完了後、1週間程度（水圧測定等が必要な場合を除く）で決裁を行い承認・返却いたします。